第二百二条中「引継ぎ」の下に「、第百十九条第一項（有価証券の取得価額）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第百五十条の二第二項（仮決算をした場合の中間申告）の規定は法第百四十四条の四第五項に規定する政令で定める災害について、第百五十条の二第三項の規定は法第百四十四条の四第五項に規定する政令で定める繰延資産について、第百五十条の二第四項の規定は法第百四十四条の四第五項に規定する損失の額で政令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第百五十条の二第四項第一号中「第七十二条第四項」とあるのは「第百四十四条の四第五項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）」と読み替えるものとする。

第二百四条を次のように改める。

（所得税額等の還付手続等）

第二百四条　第百五十一条（所得税額等の還付の手続）の規定は法第百四十四条の四第五項第一号若しくは第二号若しくは第六項第一号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる金額の記載がある中間申告書又は法第百四十四条の六第一項第五号（確定申告）に掲げる金額（同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）若しくは同項第六号に掲げる金額（同項第九号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）若しくは同条第二項第三号に掲げる金額の記載がある確定申告書の提出があつた場合について、第百五十二条（還付すべき所得税額等の充当の順序）の規定は法第百四十四条の十一第一項（所得税額等の還付）の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第百五十一条中「第七十八条第一項」とあるのは「第百四十四条の十一第一項」と、第百五十二条第一号中「第七十八条第一項」とあるのは「第百四十四条の十一第一項（所得税額等の還付）」と、「第七十四条第一項第三号（確定申告）」とあるのは「第百四十四条の六第一項第五号（確定申告）に掲げる金額（同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）若しくは同項第六号に掲げる金額（同項第九号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）又は同条第二項第三号」と読み替えるものとする。

第二百六条の見出し中「事実」を「事実等」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第百五十四条の三第二項（欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実等）の規定は法第百四十四条の十三第十一項に規定する政令で定める災害について、第百五十四条の三第三項の規定は法第百四十四条の十三第十一項に規定する政令で定める繰延資産について、第百五十四条の三第四項の規定は法第百四十四条の十三第十一項に規定する損失の額で政令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第百五十四条の三第四項第一号中「第八十条第五項」とあるのは、「第百四十四条の十三第十一項（欠損金の繰戻しによる還付）」と読み替えるものとする。

第二百九条中「確定申告に係る」を削る。

（法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）の一部改正）

第二条　法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「、法人税法」の下に「第二十七条（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）、」を加え、「譲渡）並びに」を「譲渡）、」に、「の規定を」を「並びに第百四十二条の二の二（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）の規定を」に改め、同条第四項中「の益金又は損金算入」を削り、「第五十七条第一項」を「第二十七条（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）、第五十七条第一項」に、「規定を」とあるのは「規定」を「譲渡）、」とあるのは「譲渡）並びに」と、「並びに第百四十二条の二の二（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）」とあるのは「の規定」に改め、「場合に限る。）」の下に「、第八十一条の五の二第一項（連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）」を加え、「）の規定を」を「）」に改める。

第三条　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第十三項中「新法」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第二条の規定による改正後の法人税法」に改め、「の場合のこの法律の適用」を削り、「特定普通法人」を「特定普通法人等」に改め、同条第十四項中「特定普通法人」を「特定普通法人等」に改める。

第四条　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の二中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中法人税法施行令第一条の改正規定（「適格現物分配」の下に「、「株式分配」、「適格株式分配」を加える部分及び「、適格現物分配」の下に「、株式分配、適格株式分配」を加える部分を除く。）、同令第四条の三第一項の改正規定、同条第二項第二号の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第六項各号の改正規定、同条第七項第一号の改正規定、同条第八項の改正規定（同項第一号中「この項」の下に「及び次項」を加える部分及び同項第二号に係る部分を除く。）、同条第二十二項の改正規定、同項を同条第二十四項とし、同項の次に一項を加える改正規定（同条第二十二項を同条第二十四項とする部分を除く。）、同条第二十一項の改正規定（第十九項」を「第二十一項」に改める部分を除く。）、同条第二十項の改正規定、同条第十九項の改正規定、同条第十八項の改正規定、同条第十七項の改正規定、同条第十六項の改正規定（同項第一号中「第十八項」を「第二十項」に改める部分を除く。）、同条第十五項の改正規定、同条第十四項の改正規定、同条第十三項第一号の改正規定、同条第十二項各号の改正規定、同条第九項の改正規定、同令第四条の四の改正規定、同令第八条第一項第一号への改正規定（「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の二第九項」に改める部分及び「同条第十項」を「同条第十一項」に改める部分を除く。）、同項第五号の改正規定、同項第十号の改正規定（「第四条の三第十六項第一号」を「第四条の三第十八項第一号」に、「第百十九条第一項第九号」を「第百十九条第一項第十号」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定（「同条第六項第一号」を「同条第六項第一号イ」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「同条第十六項第一号」を「同条第十八項第一号」に改める部分を除く。）、同令第九条第一項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同条第二項第一号ハの改正規定、同項第三号イの改正規定、同令第二十三条第三項第七号の改正規定（「株式交換（」を「金銭等不交付株式交換（」に改める部分に限る。）、同項第十一号を同項第十二号とする改正規定、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に一号を加える改正規定、同令第六十一条の四の表の第二号の第一欄及び第六十六条の二の表の第二号の第一欄の改正規定、同令第六十九条に二項を加える改正規定（第十九項に係る部分に限る。）、同令第七十条第二号の改正規定、同令第七十二条の三の改正規定（「新株予約権に」を「特定新株予約権又は承継新株予約権に」に改める部分に限る。）、同令第百十一条の二（見出しを含む。）の改正規定（同条第五項中「）の額」の下に「（第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額。以下この項において同じ。）に相当する金額」を加える部分を除く。）、同令第百十一条の三（見出しを含む。）の改正規定、同令第百十二条第三項の改正規定、同条第七項ただし書の改正規定、同令第百十三条の二第五項第一号の改正規定、同令第百十九条第一項第五号の改正規定、同項第七号の改正規定、同項第九号の改正規定、同項第八号の改正規定、同令第百十九条の三第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定、同条第十三項の改正規定、同条第十四項の改正規定（「適格株式交換」を「適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同令第百十九条の四第一項の改正規定（「規定する適格株式交換」を「規定する適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同令第百十九条の十第二項の改正規定（「合併等が」の下に「同条第二項